

契約番号 4-08-02356

案件名称 令和8年度 県単道路橋梁維持(舗装修繕)工事 (国)158号 松本市 沢渡

発注機関 松本建設事務所

No	質問	回答	備考
1	①設計書及び実施図において施工規模「延長L=70m、幅員W=7.0m、面積A=490m²」と明記されていますが、現地状況を確認したところ施工対象区間内に最大で12.0m程度の道路幅員があることが確認できます。仮に、当初設計の施工延長70mで実際の道路形状に合わせて全幅施工した場合、実施工面積が当初設計の490m²を大幅に超過することになります。つきましては、現地施工における施工範囲及び数量調整について変更対象となりますでしょうか。 ②施工範囲内バス停留所の取り扱いについて、現場説明事項におきましてアルピコ交通株式会社様と施工方法、交通規制、施工時期等について協議を行う旨が明示されておりますが、バス停留所部分も施工範囲に含まれているでしょうか。 ③設計書第4頁「溶融式区画線」について、数量36mは横断歩道区画線の数量でしょうか。それともゼブラ帯の数量でしょうか。また横断歩道区画線であった場合、白線幅は45cmにする必要がありますが、その場合設計変更の対象となりますでしょうか。 ④路上路盤再生工におけるセメント規格について、設計書施工第0-0006号表において使用するセメントは「セメント(高炉) 規格:バラ、単位:t」と設定されており、また路上路盤再生工の内訳書には「添加剤 983kg/100m²」と計上されております。セメントの規格が「バラ」である場合、実務上はバルク車(粉体輸送車)による搬入および専用散布車(マクトレーラー等)による散布を前提とした積算になっているかと存じます。しかしながら、現地施工条件や作業スペース、粉塵対策、または調達の都合上、「25kg入(袋セメント)」を調達し、現場にて手撒きまたは簡易スプレッダー等を用いて散布・施工を行うことは認められますでしょうか。	①施工延長・施工範囲につきましては、起工測量後の協議にて実施数量を決定します。 ②現在の想定では、バス停留所部分におきましては比較的路面が健全であると判断しており、施工範囲としては含んでおりません。 ③区画線数量につきましては、現況復帰を想定しておりますので、起工測量後の協議により設計変更の対象とします。 ④路上路盤再生工におけるセメント散布・混合の方法につきましては、協議により施工方法の変更を可とします。	